

二 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

改 正 案

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 清算集中（第二条・第二条の二）
- 第三章 取引情報の保存及び報告（第三条―第十一条）
- 第四章 取引情報蓄積機関（第十二条―第二十一条）
- 第五章 雜則（第二十二条）

現 行

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 清算集中（第二条・第二条の二）
- 第三章 取引情報の保存及び報告（第三条―第十一条）
- 第四章 取引情報蓄積機関（第十二条―第二十一条）
- 第五章 雜則（第二十二条）

第一条 この府令において「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「店頭デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」又は「外国金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、店頭デリバティブ取引、金融商品、金融指標、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

- 二 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をい

第一条 この府令において「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「店頭デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」又は「外国金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、店頭デリバティブ取引、金融商品、金融指標、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

- 二 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をい

う。

三 第一種金融商品取引業 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。

四 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

五 清算参加者 法第一百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。

六 連携清算機関等 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

七 連携金融商品債務引受業務 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

八 金融商品取引清算機関等 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する金融商品取引清算機関等をいう。

九 清算集中等取引情報 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。

十 取引情報 法第一百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。

十一 取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。

十二 指定外国取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。

十三 取引情報蓄積業務 法第一百五十六条の六十四第二項に規定する取引情報蓄積業務をいう。

う。

三 第一種金融商品取引業 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。

四 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

五 清算参加者 法第一百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。

六 連携清算機関等 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

七 連携金融商品債務引受業務 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

八 金融商品取引清算機関等 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する金融商品取引清算機関等をいう。

九 清算集中等取引情報 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。

十 取引情報 法第一百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。

十一 取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。

十二 指定外国取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。

十三 取引情報蓄積業務 法第一百五十六条の六十四第二項に規定する取引情報蓄積業務をいう。

十四 取引情報収集契約 法第百五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

(清算集中の対象となる取引)

第二条 法第百五十六条の六十二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第六号に掲げる取引であつて、複数の内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この項において同じ。）の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（複数の内国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

2 法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であつて、当事者が元本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一号に規

十四 取引情報収集契約 法第百五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

(清算集中の対象となる取引)

第二条 法第百五十六条の六十二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第六号に掲げる取引であつて、複数の内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この項において同じ。）の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（複数の内国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

2 法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であつて、当事者が元本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一号に規

定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引

二 信託勘定に属するものとして経理される取引

三 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）、子会社等（同令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

四 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等（当該取引が第一項に規定する取引である場合には、外国金融商品取引清算機関を除く。次号において同じ。）の当該取引に係る清算参加者となつてている場合以外の場合（取引の当事者の一方又は双方（その親会社等又は子会社等を含む。）において、当該取引に係る清算参加者となつていなることについて合理的理由がある場合に限る。）における当該取引

五 金融商品取引業者等が行つた取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商

定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引

二 信託勘定に属するものとして経理される取引

三 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）、子会社等（同令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

四 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等（当該取引が第一項に規定する取引である場合には、外国金融商品取引清算機関を除く。次号において同じ。）の当該取引に係る清算参加者となつてている場合以外の場合（取引の当事者の一方又は双方（その親会社等又は子会社等を含む。）において、当該取引に係る清算参加者となつていなることについて合理的理由がある場合に限る。）における当該取引

五 金融商品取引業者等が行つた取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させすることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商

品取引業者等が行う取引

4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

- 一 取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引

- 二 信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

- 三 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

- 四 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引（口に掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、登録金融機関である保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二

品取引業者等が行う取引

4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる取引

（新設）

（新設）

- 二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引

イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信

項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者(以下「取引情報作成対象業者」という。)以外の者

口 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引(清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者(イに掲げる者を除く。)

五| 金融商品取引業者等が行つた取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商品取引業者等が行う取引

(取引規模の届出等)

第二条の二 金融商品取引業者等(取引情報作成対象業者に限る。)

は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨(第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託財産の名称を含む。)をいう。第六条第一項

用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者(次項第一項において「取引情報作成対象業者」という。)以外の者

口 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引(清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者(イに掲げる者を除く。)

三| 金融商品取引業者等が行つた取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商品取引業者等が行う取引

(取引規模の届出等)

第二条の二 金融商品取引業者等(取引情報作成対象業者等(取引情

報作成対象業者及び登録金融機関である保険会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)をいう。第六条第一項

) を金融庁長官に届け出なければならない。

及び第七条第四項において同じ。) に限る。) は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨(第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託財産の名称を含む。) を金融庁長官に届け出なければならない。

一 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である場合

二 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である場合

二 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である場合

二 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である場合

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引(清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつているものであつて、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同じ。) に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引(清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつているものであつて、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同じ。) に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

バティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円未満の信託財産がある場合

2 金融庁長官は、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことがある者であつて、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による届出をしていない者の商号又は名称並びに同項第三号の規定による届出をしたことがある者であつて、当該届出に係る信託財産について最後に当該届出をした後同項第四号の規定による届出をしていない者の商号又は名称及び当該信託財産の名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものと除く。）とする。

- 一 法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（約定の日から受渡しの日までの期間が二営業日以内のものを除く。）
- 二 法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引（権利行使期間が二営業日以内のものを除く。）
- 三 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引

バティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円未満の信託財産がある場合

2 金融庁長官は、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことがある者であつて、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による届出をしていない者の商号又は名称並びに同項第三号の規定による届出をしたことがある者であつて、当該届出に係る信託財産について最後に当該届出をした後同項第四号の規定による届出をしていない者の商号又は名称及び当該信託財産の名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者等である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものと除く。）とする。

- 一 法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（約定の日から受渡しの日までの期間が二営業日以内のものを除く。）
- 二 法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引（権利行使期間が二営業日以内のものを除く。）
- 三 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引

四 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに掲げる事由を同号に規定する事由とするものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 日本銀行

四 外国政府その他の外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五 金融庁長官が指定する国際機関

六 当該取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）

（金融商品取引業者等による取引情報の保存）

第七条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、取引情報の対象となる取引（第四項において「取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提

四 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに掲げる事由を同号に規定する事由とするものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 日本銀行

四 外国政府その他の外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五 金融庁長官が指定する国際機関

六 当該取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）

（金融商品取引業者等による取引情報の保存）

第七条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、取引情報の対象となる取引（第四項において「取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提

出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いざれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

5 第二項の記録は、電磁的記録により作成しなければならない。

出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いざれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等である場合には、この限りでない。

5 第二項の記録は、電磁的記録により作成しなければならない。